

平成26年第1回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）会議録
2月21日（金曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第2号

平成26年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する

平成26年2月13日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 平成26年2月21日（金） 午後2時
2 場 所 香川県自治会館 7階 会議室

午後2時0分 開会

出席議員 20名

1番	山崎 数則	11番	国方 幸治
2番	大浦 澄子	12番	橋本 守
3番	鎌田 基志	14番	濱中 幸三
4番	三笠 輝彦	15番	渡辺 慧
5番	山田 勲	16番	原田 照治
6番	片山 圭之	17番	蓬 清二
7番	松永 恭二	18番	青木 義勝
8番	大前 寛乗	19番	河野 雅廣
9番	田中 渉	20番	渡辺 信枝
10番	秋山 忠敏	21番	志村 忠昭

欠席議員 1名

22番	高木 堅
-----	------

出席関係者

広域連合長	大西 秀人	事業課資格管理 グループリーダー	吉田 卓矢
副広域連合長	大山 茂樹	事業課医療給付 グループリーダー	石川 宜功
副広域連合長	藤井 賢	事業課保険料 グループリーダー	和田森 哲也
事務局 長	杉上 厚男	議会事務局 長	岡田 眞介
事業課 長	岩滝 徹彦	事務局 書記	向谷 美保子
総務課 総務 グループリーダー	岡田 京子		

議 事 日 程

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第4 議案第1号から議案第6号まで

議案第1号 平成26年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第2号 平成26年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業
特別会計予算

議案第3号 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部改正について

議案第4号 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基
金条例の一部改正について

議案第5号 平成25年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第1号)

議案第6号 平成25年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業
特別会計補正予算(第1号)

(提案説明・質疑・討論・採決)

本日の会議に付した事件

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第4 議案第1号から議案第6号まで

○議長（鎌田基志君）皆さんこんにちは。

これより平成26年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付いたしてあるとおりであります。



日程第1 議席の指定

○議長（鎌田基志君）まず、日程第1議席の指定を行います。

任期満了に伴う議員選挙の行われました観音寺市議会から、昨年12月2日をもちまして選出されました秋山忠敏君の議席は10番に、また、多度津町議会から選出されております門 瀧雄君が去る2月20日に辞職したことに伴い、同日をもちまして同町議会から選出されました志村忠昭君の議席は21番に、会議規則第4条第1項の規定により、議長においてそれぞれ指定いたします。



日程第2 会期決定について

○議長（鎌田基志君）次に、日程第2会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。



日程第3 会議録署名議員指名について

○議長（鎌田基志君）次に、日程第3会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において2番大浦澄子君及び19番河野雅廣君を指名いたします。



諸般の報告

○議長（鎌田基志君）この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長初め関係者の出席を求めておきましたので、御報告申し上げます。

次に、職員に報告させます。

事務局長。

〔議会事務局長（岡田眞介君）議案第1号～議案第6号の議案を朗読〕

○議長（鎌田基志君）以上で諸般の報告を終わります。



日程第4 議案第1号から議案第6号まで

○議長（鎌田基志君）次に、日程第4議案第1号から議案第6号までを一括議題といたします。

広域連合会長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）本日の平成26年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号及び議案第2号の新年度予算案でございますが、平成26年度の予算編成に当たっては、保険料負担の軽減措置を拡充するなど、被保険者の方々の医療に対する安心を確保するため、限られた財源を重点的かつ効果的に配分したところでございます。

また、平成26年度及び平成27年度の後期高齢者医療保険料につきましては、1人当たりの医療給付費の増加、被保険者の保険料負担である後期高齢者負担率の10.51%から10.73%への引き上げなどから、保険料負担の増加が見込まれます。

こうした状況を踏まえ、国においては、平成24年度及び平成25年度に生じると見込まれる剰余金について、その全額を活用することにより、負担の増加を抑制するよう各広域連合に通知したところでございます。

本広域連合といたしましては、こうした国の意向や他府県の広域連合の改定状況等を勘案しつつ、香川県との協議の中で、被保険者の負担軽減を図るため、財政調整基金を活用することによりまして、保険料の均等割額及び所得割率については、現行のまま据え置くこととしたものでございます。

まず、議案第1号平成26年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございますが、歳出といたしまして、第1款「議会費」では、広域連合議会議員の報酬及び費用弁償のほか、議会の運営等に要する経費として、145万7,000円を計上したものでござい

ます。

また、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」では、事務局の運営に要する経費として、丸亀市からの派遣職員の給与費を初め、被保険者証等の更新に伴う通信運搬費や広域連合電算処理システム等の委託料及び賃借料のほか、派遣職員の給与費相当分の負担金等を、第2項「選挙費」では、選挙管理委員の報酬及び事務費等を、第3項「監査委員費」では、監査委員の報酬及び事務費など、合わせて4億4,677万9,000円を計上したものでございます。

また、第3款「民生費」では、保険者機能強化事業費として、懇話会開催経費や後発医薬品差額通知に係る経費のほか、重複・頻回受診者に対する訪問指導委託料などを、また特別対策事業費として、制度の広報・周知等の経費を、長寿・健康増進事業費として、市町が実施する人間ドック等の補助金、さらに、これまでの補正予算対応としておりました保険料軽減特例措置に係る経費などを、合わせて9億7,011万5,000円を計上したものでございます。

以上、一般会計予算総額は、14億1,885万1,000円となり、平成25年度当初予算に比べ、金額で8億9,000万6,000円、率にして168.3%の増となった次第でございます。

なお、これに見合う歳入といたしまして、第1款「分担金及び負担金」では、共通経費としての市町負担金を、第2款「国庫支出金」では、これまで補正対応としておりました高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を、第4款「繰入金」では、基金及び特別会計からの繰入金を充てることなどにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第2号平成26年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算でございますが、歳出といたしまして、第1款「保険給付費」、第1項「療養諸費」では、本会計予算の主要な部分を占めます療養給付費負担金及び療養費負担金を初め、審査支払手数料を、第2項「高額療養諸費」では、高額療養費負担金及び高額介護合算療養費負担金を、第3項「その他医療給付費」では、葬祭費負担金を、合わせて1,368億5,372万1,000円を計上したものでございます。

また、第2款「県財政安定化基金拠出金」では、保険料の減収や療養給付費の増加等による財政リスクに対応するため、香川県に設置している財政安定化基金への拠出金として、6,027万3,000円を計上したものでございます。

また、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」では、著しく高額な医療費の財政影響を緩和する事業に対する拠出金として、2,210万円を計上したものでございます。

また、第4款「保健事業費」では、被保険者の健康診査を市町に委託して実施する経費として、4億5,778万6,000円を計上したものでございます。

また、第6款「諸支出金」、第1項「償還金及び還付加算金」では、市町が払い戻す過年度分の過誤納保険料等の経費を、第2項「繰入金」では、長寿・健康増進事業に係る国の特別調整交付金を一般会計へ繰り出す経費を、合わせて9,115万4,000円を計上したものでございます。

以上、特別会計の予算総額は、1,374億9,184万2,000円となり、平成25年度当初予算に比べ、金額で61億887万4,000円、率にして4.6%の増となった次第でございます。

なお、これに見合う歳入といたしまして、第1款「市町支出金」では、市町からの保険料等負担金及び療養給付費負担金を、第2款「国庫支出金」では、療養給付費負担金、高額医療費負担金、調整交付金、健診事業及び特別高額医療費共同事業補助金を、第3款「県支出金」では、療養給付費負担金及び高額医療費負担金を、第4款「支払基金交付金」では、現役世代からの支援金としての後期高齢者交付金を、第8款「繰入金」では、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料軽減分の補填財源として、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金などを充てることにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第3号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございますが、平成26年度及び平成27年度における保険料率の制定、保険料の賦課限度額の改定並びに平成26年度以降における被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料の負担軽減を図るため、関係条文を整備するものでございます。

主な内容といたしまして、所得割率及び被保険者均等割額を現行のまま据え置くことに伴い、第10条及び第11条の「平成24年度及び平成25年度」を「平成26年度及び平成27年度」に改め、第12条では、保険料の賦課限度額を政令改正に伴い「55万円」から「57万円」に改定するものでございます。

また、第17条は、均等割額の算定に関するもので、第1項第2号は、5割軽減の対象者の所得算定におきまして、これまで除外されておりました世帯主も控除額に加えることとし、第3号では、2割軽減の対象者の控除額を「35万円」から「45万円」といたしまして、それぞれ対象者を拡大するものでございます。

附則第31項から第34項までは、平成26年度以降の保険料の特例について規定するもの

でございます。

まず、附則第31項は、保険料の賦課総額を規定しております第15条を適用する場合は、第17条及び第18条のほかに、今回追加する附則第32項から第34項までの保険料の減額を適用するものでございます。

次に、附則第32項は、被用者保険の被扶養者であった被保険者の均等割額を9割軽減に、附則第33項は、低所得者の均等割額を8.5割軽減に、附則第34項は、第17条第1項第1号の2の9割軽減を適用する場合は、附則第33項の8.5割軽減は適用しないとするもので、現在の軽減措置を平成26年度以降においても継続して実施するため、新たに規定を設けるものでございます。

次に、議案第4号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてでございますが、国の平成26年度当初予算において、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料の負担軽減措置に対する補填財源として、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が措置されることに伴い、関係条文を整備するものでございます。

次に、補正予算案でございますが、今回の補正は、補正予算編成方針に基づき、決算見込みを行い、不用額が生じる見込みであるもので、その額がおおむね10万円を超え、かつ補正することが適当と判断されるものを補正の対象としたものでございます。

まず、議案第5号平成25年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）でございますが、歳出といたしまして、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」では、財務システム更新を備品購入からリース契約に切りかえたことによる備品購入費の減額、琴平町からの派遣職員が25年度は休止になったことによる負担金補助及び交付金の減額など、事務局の運営に要する経費が当初の予定を下回る見込みとなったことなどから、減額補正するものでございます。

また、第3款「民生費」、第1項「社会福祉費」では、長寿・健康増進事業市町補助金が当初の予定を下回ったことによる負担金補助及び交付金の減額などから、減額補正するものでございます。

以上が、一般会計補正予算の概要でございますが、今回の補正額は1,777万円の減額となり、これを補正前の予算額と合計いたしますと、5億1,107万5,000円となります。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第1款「分担金及び負担金」では、共通経費としての市町負担金を、第2款「国庫支出金」では、保険者機能強化事業に係る補

助金を、第4款「繰入金」では、特別調整交付金繰入金をそれぞれ減額補正するほか、第5款「繰越金」では、前年度の歳計剰余金による繰越金を、第6款「諸収入」では、香川県国民健康保険団体連合会の平成24年度事務委託料の決算剰余金の受け入れによる雑入を、それぞれ増額補正することなどにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第6号平成25年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳出といたしまして、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」では、著しく高額な医療費について、各広域連合が共同して負担する共同事業への拠出金が当初の予定を上回る見込みとなったことから、増額補正するものでございます。

また、第6款「諸支出金」、第1項「償還金及び還付加算金」では、平成24年度の医療給付等に係る国庫負担金及び県費負担金や、平成23年度及び平成24年度の市町負担金などを過年度収入精算返還金として、それぞれ措置するものでございます。また、第2項「繰入金」では、一般会計へ繰り出す市町への長寿・健康増進事業補助金が当初の見込みを下回ったため、減額補正するものでございます。

以上が、後期高齢者医療事業特別会計補正予算案の概要でございますが、今回の補正額は、11億9,870万円の増額補正となり、これを補正前の予算額と合計いたしますと、1,325億8,166万8,000円となります。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第2款「国庫支出金」の第1項「国庫負担金」では、療養給付費負担金及び高額医療費負担金を、第3款「県支出金」の第1項「県負担金」では、療養給付費負担金及び高額医療費負担金を、第4款「支払基金交付金」では、後期高齢者交付金をそれぞれ減額補正するとともに、第2款「国庫支出金」の第2項「国庫補助金」では、普通調整交付金を、第8款「繰入金」では、後期高齢者医療事業財政調整基金繰入金を、第9款「繰越金」では、前年度の歳計剰余金による繰越金を、それぞれ増額補正することなどにより、収支の均衡を図った次第でございます。

以上、提出議案の概要を説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田基志君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質

疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第1号平成26年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成26年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成25年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成25年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会の全日程を終わりました。

この際、広域連合長から挨拶の申し出がありますので、これを受けることにいたします。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）お許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは、本広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして御議決を賜りまして、まことにありがとうございました。

さて、昨年来、いわゆるアベノミクスの3本の矢の効果によりまして、日本経済は総じて回復基調にあるというふうに言われております。この4月からは、消費税率も引き上げもあるわけですが、それによります景気の中折れへの懸念に対しましても、国は大型の補正予算を投入するということにいたしておりまして、今後地方におけます本格的な景気回復も進むものと大いに期待もしております。年々、社会保障経費が増嵩する中で、地方自治体の厳しい財政状況もあわせて改善をされますことを期待しているところでございます。

さて、その社会保障の制度改革の動向でございますが、昨年12月5日に第185回臨時国会におきまして、今後の社会保障制度改革の全体像と進め方を明らかにいたしました、いわゆる社会保障改革プログラム法が成立をいたしております。

御承知のとおり、このプログラム法では、少子・高齢化が急速に進む中で、医療、介護、少子化対策、また年金、この4つの分野を対象にいたしまして、それぞれ制度の充

実と重点化、また効率化を進めて、今後持続可能な社会保障制度の確立を図っていこうというふうにするものでございます。

現在、通常国会が始まっておりますが、今国会には医療及び介護の関連法案が提出されております。今後、国では関係閣僚から成ります社会保障制度改革推進本部や、また有識者から成ります社会保障制度改革推進会議、これを設置して、さらなる検討を進めるといふふうに聞いております。

本広域連合が所管しております、この後期高齢者医療制度におきましても、支援金の全面総報酬割の導入や高齢者医療の費用負担のあり方等が検討される予定となっております。また、それらに先立ちまして、低所得者等の保険料軽減措置の拡充や保険料賦課限度額の引き上げなどにつきましては、平成26年度から前倒しで実施をされるということになっておりまして、本議題にもございました本広域連合の平成26年度予算案にも盛り込まさせていただいておるところでございます。

本広域連合といたしましては、引き続き国の動向を注視をしながら、関係団体を通じて要望活動を行うなど、本制度の円滑かつ効率的な事業運営に十分配慮してまいりたいと存じております。

どうか議員皆様方におかれましては、今後ともより一層、この御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、まことに簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

○議長（鎌田基志君）これにて平成26年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後2時25分 閉会

会議録署名議員

議 長 鎌 田 基 志

議 員 大 浦 澄 子

議 員 河 野 雅 廣